



焼津市では、「景観まちづくり」に取り組んでいます

焼津市には、駿河湾や高草山などの自然景観、花沢の里や浜通りなどの歴史・文化の景観、水産業を中心とした産業景観、人々の生活や祭りなどが創り出す景観など、地域固有の魅力的な景観が、先人から引き継がれ、新たにつくられてきました。

しかし近年、これらの良好な景観は、社会情勢の変化や市民の価値観の変化にあわせて、大きく変化しつつあり、今後は失われる恐れもあります。

このようなことから、焼津市においては、本市固有の景観の美しさと大切さを再認識し、市民・事業者・行政が協働で、良好な景観は守り次の世代に繋げていく、あるいは、好ましくない景観の改善を進めていく、「景観まちづくり」の取り組みをはじめています。

そもそも…「景観」とは？

景観とは、単なる形として目に見える建物や街並み、山、海、田畑、川等だけでなく、地域のお祭りやイベント、日常生活の様子から感じるイメージも含まれます。

したがって、景観には、多くの人が好む景観とそうでない景観があります。良好な景観とは、見る人が「好ましいと感じる眺め」、「愛着や誇りの感じられる眺め」のことをいいます。

また景観は、見る人の位置と対象との距離、見る場所の環境などによって変わるものです。





「景観まちづくり」とは

単に、道路や公園等の公共施設や建物の形や色、デザインを守ったり、改善したりするだけでなく、市民、事業者、行政の本市に係るすべての者が地域の景観の大切さを認識し、協働で景観づくりに取り組んでいこうとする考え方のことです。

「景観まちづくり」を進めると、 どんな効果があるの？

- 市民の皆さんの焼津市への誇りや愛着が高まることが期待されます！
- 生活環境の住みよさが向上し、定住人口の確保が期待されます！
- 美しい景観は、まちの魅力アップによる観光客の増加など、産業振興に貢献します！

「景観計画」と「景観条例」を策定します

焼津市では、景観法に基づく諸制度を活用して景観まちづくりを行うため、「景観行政団体」に移行しました。

そして、今年度から、市内の景観をより良好なものとするために、景観の現状や市民の皆さんの意向を踏まえ、学識経験者、各種団体、公募市民で構成する検討委員会で景観の基本的方向性や考え方をとりまとめ、景観法に基づく「景観計画」と「景観条例」を策定することに取り組んでいます。

景観計画・景観条例策定の流れ

平成 26 年 3 月 「景観行政団体」へ移行



平成 28 ～ 29 年度 景観計画・景観条例の策定



平成 30 年度～ 景観計画・景観条例の施行

市民アンケート結果のご報告

焼津市では、景観計画の策定にあたって、市民 3,000 人（無作為抽出）と将来の焼津市を担う市内の中学生を対象にアンケート調査を実施しました。ご協力いただいた皆さん、ありがとうございました。



調査概要

市民対象

中学生対象

調査対象	18 歳以上の市民 (住民基本台帳より無作為抽出)	市内の中学校に通う中学 1 年生全員
配布／回収方法	郵送配布／郵送回収	各中学校による配布・回収
調査期間	H28年7月29日(金)～8月12日(金)	H28 年 9 月
有効配布数	2,995 件	1,254 件
有効回収数	889 件 (回収率：29.7%)	1,192 件 (回収率：95.1%)

調査結果

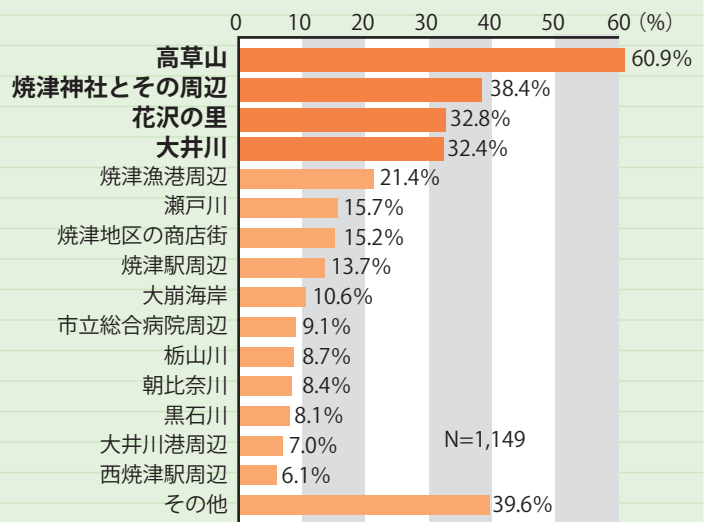
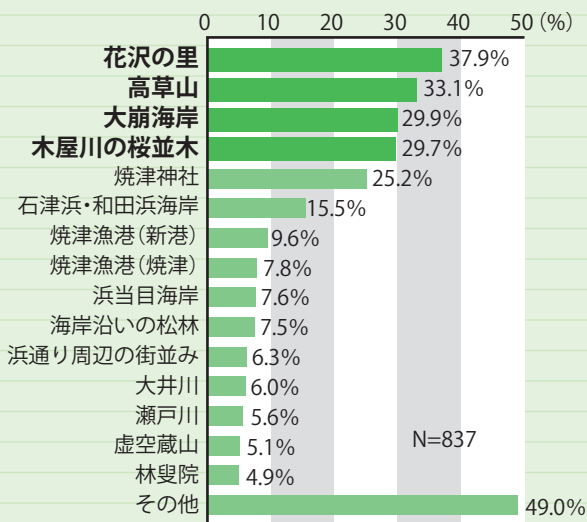
「焼津市の中で今後も残したい美しい景観はどこですか？」

市民

花沢の里や高草山、大崩海岸、木屋川の桜並木などが上位！

中学生

一般市民と比べ、高草山や焼津神社、大井川が上位！



高草山



大崩海岸



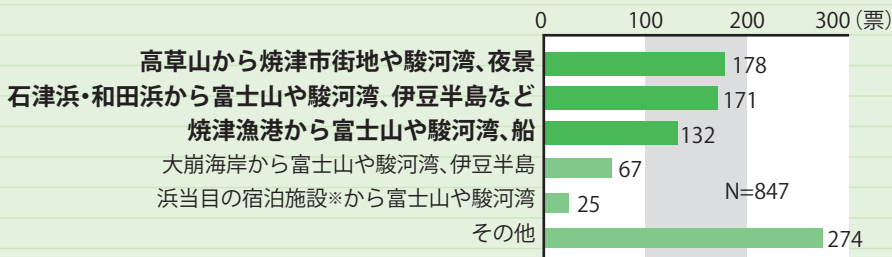
焼津神社



大井川

「市内で特に優れているのはどこからの眺め？」

市民 高草山、石津浜・和田浜海岸、焼津漁港などからの眺めがよい！

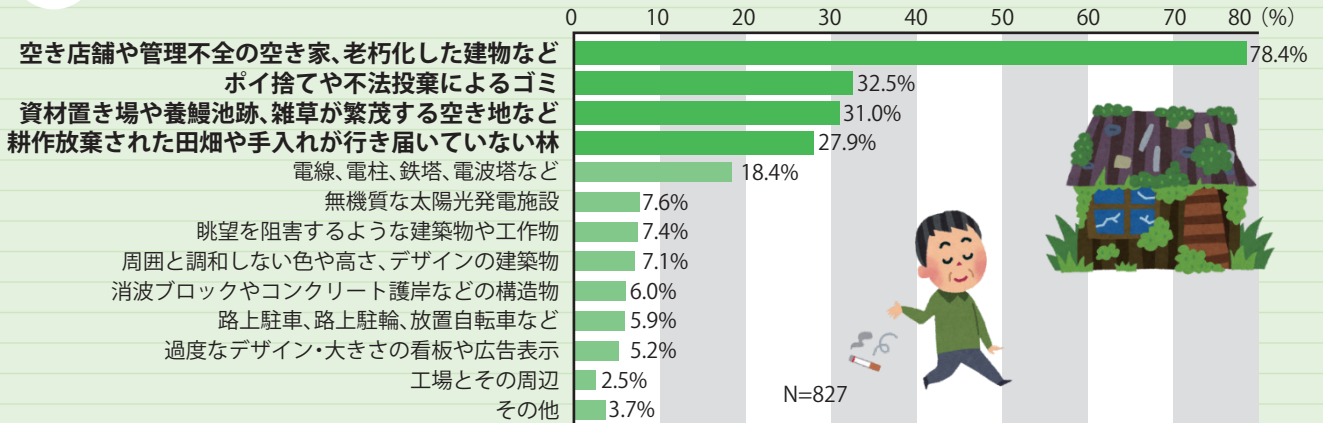


高草山から見た焼津市街地や駿河湾

※浜当目の宿泊施設とは、ホテルアンピア松風閣、焼津グランドホテル、かんぼの宿を指す。

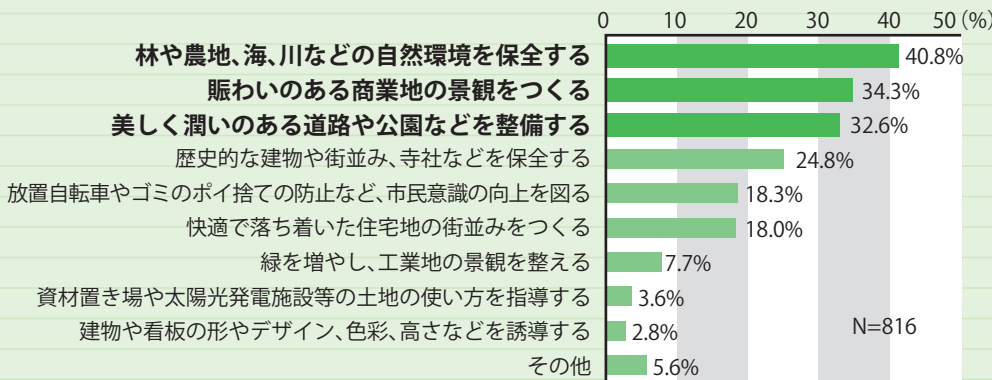
「市内の景観を損ねていると思うものは何ですか？」

市民 空き家・空き店舗が突出！ ゴミ、空き地、耕作放棄地などが続く。



「焼津市に住み続けたいくなるような良い景観を作るために力を入れるべきことは何ですか？」

市民 自然環境の保全、賑わいのある商業地の景観づくり、道路・公園の整備などに支持が集まる！



市内を流れる河川



中心市街地の様子

お問い合わせ

焼津市役所 都市基盤部 都市計画課 計画担当

〒425-8502 焼津市本町 5-6-1 (アトレ庁舎 2階)

TEL : 054-626-2160 FAX : 054-626-2184

本紙は、焼津市の景観まちづくりに関する取り組みをまとめ、市民の皆さんに周知することを目的としたものです。年2回程度、作成します。